

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師または歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行う。訪問に当たっては、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定するとともに、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に管理指導を行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、日曜日、国民の祝祭日、お盆休み(8月13日～8月16日 各年により変動)、年末年始(12月30日～1月3日 各年により変動)を除く。
2. 通常、月曜日、火曜日、水曜日、金曜日の9:00～18:00、木曜日の9:00～17:00、土曜日の9:00～12:00とする。
3. 営業時間外の緊急連絡先は(080-7502-4793)とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条

通常の実施地域は、原則として福岡県北九州市門司区とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への照会
- 麻薬製剤の調剤および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)